

若手アカデミー委員会運営要綱

〔平成 21 年 6 月 25 日〕
日本学術会議第79回幹事会決定

改正 平成 22 年 1 月 14 日日本学術会議第 87 回幹事会決定

平成 22 年 5 月 27 日日本学術会議第 96 回幹事会決定

（設置）

第 1 若手アカデミー委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第 2 委員会は、若手研究者による若手アカデミーの在り方に関する事項を審議する。

（組織）

第 3 委員会は、会長、副会長及び各部の役員又は会長の指名する会員若しくは連携会員をもって組織する。

（分科会）

第 4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成
若手アカデミー活動検討分科会	わが国における若手アカデミー活動の可能性を多角的に調査研究し、今後の若手アカデミー活動の具体的な計画案を検討する	15 名以内の会員又は連携会員

（設置期限）

第 5 委員会は、平成 23 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 6 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当及び国際業務担当）において処理する。

（雑則）

第 7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２２年１月１４日日本学術会議第８７回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２２年５月２７日日本学術会議第９６回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。